職員の賃金改善に関する項目

学校事務職員を含む教職員の給与・処遇については、これまでも国の制度を基準として、その改善に努めてきたところ。

今後とも、国や他府県の動向、本府人事委員会の意見、本府の財政状況等を踏まえながら適切な対応に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校事務職員については、「事務をつかさどる」ものと考えており､法令や国の動向を踏まえ、適正に配置しているところ。

また、平成11年度から事務処理の効率化に関する特別な研究が行われている場合、また、平成13年度からきめ細かな学習指導や教育の情報化の支援等のための事務部門の強化対応には、国による定数措置が行われており、本府においても、こうした取り組みに対して、実践的な研究を円滑に行えるよう、人事上の措置を講じているところ。

なお、共同学校事務室については、市町村立学校においては市町村教育委員会が設置するところ。

学校事務職員の兼務については、平成14年度から、必要に応じ複数校での兼務発令が行えるよう条件整備を行い、さらに、平成19年度には、兼務発令が行いやすいよう事務手続きを改善したところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校事務職員については、義務標準法による定数を基礎として、配置している。

要保護・準要保護の児童・生徒が多数在籍している学校に対して、国定数の範囲内で事務職員を複数配置しているところ。

文部科学省では、平成30年度概算要求において、新しい学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革に向けて、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図るため、2,615人の定数改善が計上され、事務職員の改善も盛り込まれたところ。府教育庁としては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られるよう求めていく。

今後とも、学校事務職員定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員の業務負担軽減に関する項目

事務職員の病気休暇者及び介護休暇の代替については、制度として代替措置を講ずることは困難だが、必要に応じて市町村教育委員会及び府立学校長と協議の上、実態を考慮して対処しているところ。

なお、義務制における長期休業中の教職員の病気休暇等の代替措置については、基本的には困難ですが、学校運営上重大な支障が出るような場合には、個々の実態を踏まえ、対処していく。

これらの取り組みを行うことにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員の業務負担軽減に関する項目

再任用教職員は本格的業務に従事することから、短時間勤務職員についても常勤職員とあわせトータルで定数管理を行っている。

適正な定数管理に努め、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいく。

職員の賃金改善に関する項目

再任用職員の給与については、平成30年度の人事委員会勧告において、「引き続き、国の動向を注視するとともに、民間企業における状況、本府における実情等も考慮し、検討を行っていく」とされており、その対応を注視してまいりたい。

職場環境の改善に関する項目

公立の小・中学校及び幼稚園の施設整備について、大阪府教育庁としては、公立小・中学校の新増築や大規模改造を実施する際に、学校施設の計画・設計上の留意事項など国が策定した「小・中学校施設整備指針」の趣旨に加え、個人情報保護の観点からも事務室の設置や、良好な教育環境の確保・整備が進められるよう、国の負担金制度や学校施設環境改善交付金制度の効果的な活用を働きかけてまいる。

職員の業務負担軽減に関する項目

給与支給日と学校行事を重ねない配慮については、機会あるごとに各市町村教育委員会等に対し、学校行事の計画策定に当たっては、給与支給日等を避けるよう依頼をしている。さらに、学校長に対し、「給与支給日等における現金取扱い上の安全確保について」を通知し、給与支給日に支障が生じないよう指示している。また、年度末にも、行事計画作成に当たって、給与支給日等を避けるよう通知しているところ。

平成30年度の学校閉庁日の実施予定状況を把握したところ、実施する20市町のうち１市が給与支給日に閉庁を予定していたため、給与支給日の対応等に影響がないかどうか市町村教育委員会に事前に確認したところ。今後とも、引き続き市町村教育委員会と連携していく。

学校総務サービス課が行う研修日程については、給与事務日程等に配慮して決定している。また大阪府教育センターとも、日程等を共有している。

職員の業務負担軽減に関する項目

生徒指導等の指導費関係旅費の配当および事務処理の説明に関しては、本年度、配当は４月に行ったものの事務処理の説明が６月通知となり、事務処理の混乱があった。次年度より、４月に配当および通知するよう改善する。